

## 「社会保障・税一体改革大綱について」(平成24年2月17日閣議決定)

## 第2部 税制抜本改革

## 第3章 各分野の基本的な方向性

## 1. 消費課税

## (2)消費税率の引上げを踏まえ検討すべき事項

今回の改正に当たっては、社会保険診療は、諸外国においても非課税であることや課税化した場合の患者の自己負担の問題等を踏まえ、非課税の取扱とする。その際、医療機関等の行う高額な投資に係る消費税負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して手当てを行うことを検討する。これにより、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬など医療保険制度において手当することとする。また、医療機関等の消費税負担について、厚生労働省において定期的に検証する場を設けることとする。なお、医療に係る消費税の課税のあり方については、引き続き検討をする。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための  
消費税法等の一部を改正する等の法律案(平成24年3月30日閣議決定)

## 第7条第一号へ

医療機関等における高額な投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。

# 消費税の概要

項 目	制 度 の 概 要												
課 税 対 象	(1) 国内取引： 国内において事業者が行う資産の譲渡等	(2) 輸入取引： 輸入貨物											
納 税 義 務 者	(1) 国内取引： 事業者	(2) 輸入取引： 輸入者											
課 税 標 準	(1) 国内取引： 課税資産の譲渡等の対価の額	(2) 輸入取引： 輸入の際の引取価格											
税 率	4% (注) 地方消費税(消費税率1%相当)とあわせた税率は5%												
納 付 税 額 の 計 算	消費税の納付税額 = 課税売上高 × 税率(4%) - 仕入税額												
輸 出 免 税	輸出取引等(貨物の輸出、国際輸送・通信等)												
非 課 税	土地の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉、住宅家賃等												
中 小 事 業 者 に 対 す る 特 例 措 置	(1) 事業者免税点制度 基準期間(前々年又は前々事業年度)の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、納税義務を免除 (注1) 資本金が1,000万円以上の新設法人の設立当初の2年間については免除しない (注2) 特定期間(前年又は前事業年度上半期)の課税売上高(給与支払額)が1,000万円超の事業者については免除しない(法人は25年12月決算から、個人は25年分から適用)												
	(2) 簡易課税制度 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、売上げに係る税額にみなし仕入率を乗じた金額を仕入税額とすることができる。 (みなし仕入率) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">第1種事業(卸売業)</td> <td style="width: 33%;">----- 90%</td> <td style="width: 33%;">第4種事業(その他の事業)</td> <td style="width: 33%;">----- 60%</td> </tr> <tr> <td>第2種事業(小売業)</td> <td>----- 80%</td> <td>第5種事業(サービス業等)</td> <td>----- 50%</td> </tr> <tr> <td>第3種事業(製造業等)</td> <td>---- 70%</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		第1種事業(卸売業)	----- 90%	第4種事業(その他の事業)	----- 60%	第2種事業(小売業)	----- 80%	第5種事業(サービス業等)	----- 50%	第3種事業(製造業等)	---- 70%	
第1種事業(卸売業)	----- 90%	第4種事業(その他の事業)	----- 60%										
第2種事業(小売業)	----- 80%	第5種事業(サービス業等)	----- 50%										
第3種事業(製造業等)	---- 70%												
申 告 ・ 納 付	(1) 国内取引 ① 確定申告 法人は課税期間の末日の翌日から2か月以内、個人事業者は翌年の3月末日までに申告・納付 ② 中間申告 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">直前の課税期間の年税額</th> <th style="width: 50%;">中間申告・納付回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円超400万円以下</td> <td>年1回(前課税期間の年税額の1/2)</td> </tr> <tr> <td>400万円超4,800万円以下</td> <td>年3回(前課税期間の年税額の1/4ずつ)</td> </tr> <tr> <td>4,800万円超</td> <td>年11回(前課税期間の年税額の1/12ずつ)</td> </tr> </tbody> </table>		直前の課税期間の年税額	中間申告・納付回数	48万円超400万円以下	年1回(前課税期間の年税額の1/2)	400万円超4,800万円以下	年3回(前課税期間の年税額の1/4ずつ)	4,800万円超	年11回(前課税期間の年税額の1/12ずつ)			
	直前の課税期間の年税額	中間申告・納付回数											
48万円超400万円以下	年1回(前課税期間の年税額の1/2)												
400万円超4,800万円以下	年3回(前課税期間の年税額の1/4ずつ)												
4,800万円超	年11回(前課税期間の年税額の1/12ずつ)												
	(2) 輸入取引： 保税地域からの引取りの際に申告・納付												
価 格 表 示	課税事業者は、消費者に対してあらかじめ値札や広告などにおいて商品・役務の価格を表示する場合、税込価格を表示(総額表示)												

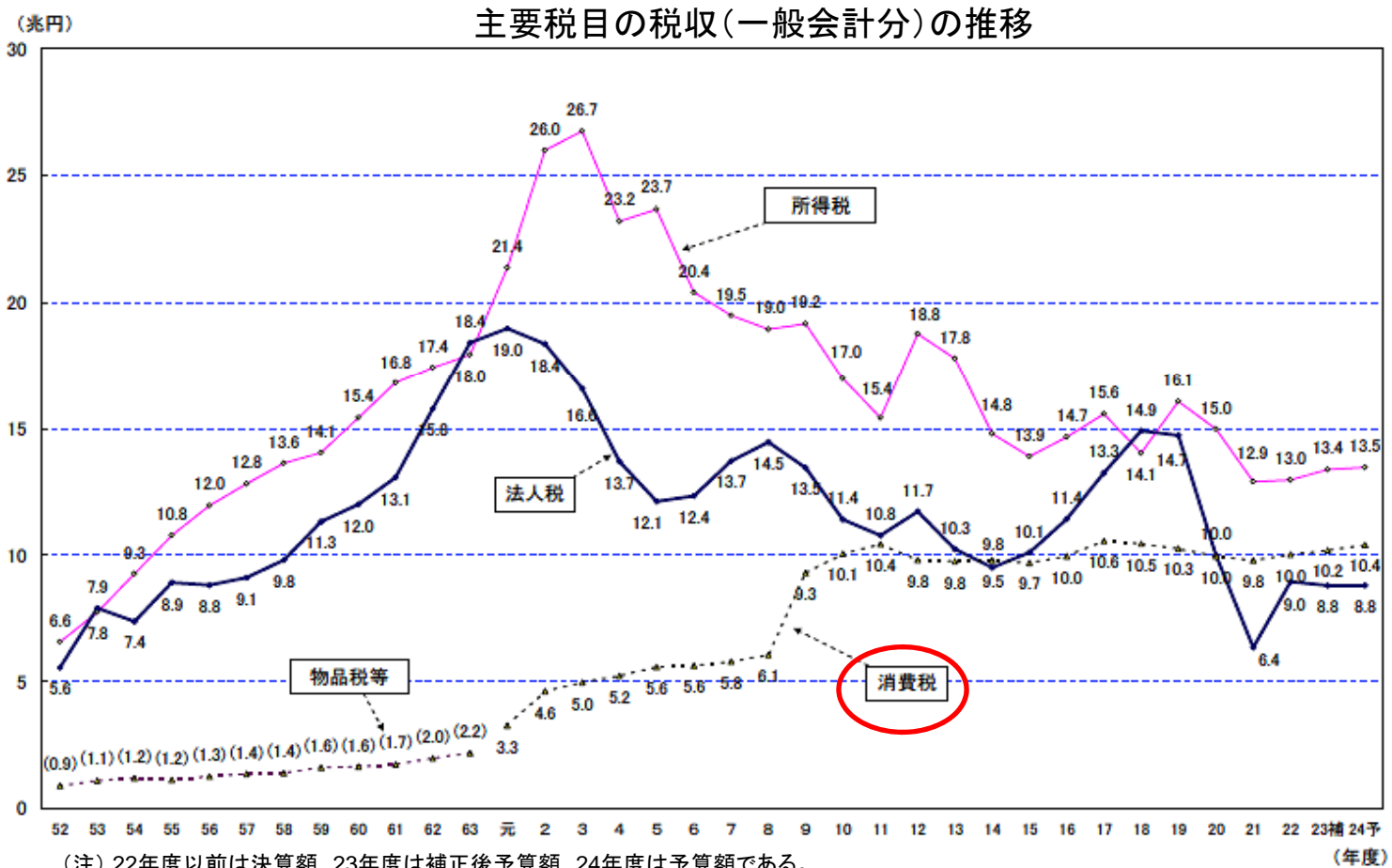
# 消費税とは

消費税とは、消費一般に広く課税する間接税

平成元年4月1日 消費税導入(税率3%)

平成9年4月1日 消費税率の引上げ(税率3%→5%)

※平成元年消費税導入時より、社会保険診療報酬は非課税の取扱い



# 消費税の基本的な仕組み

消費税と負担と納付の流れ(税率5%の場合)

取引の流れ

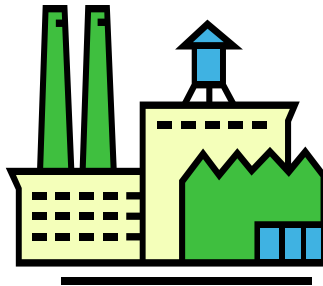
製造業者

納税義務者

小売店

納税義務者

消費者



取引

売り上げ	1000
消費税①	50

納付税額 A	
①	50

税務署への  
申告・納付

売り上げ	3000
消費税②	150
-----	
仕入	1000
消費税①	50

納付税額 B	
② - ①	100

税務署への  
申告・納付

仕入税額  
控除

支払総額	3150
------	------

消費者が負担した消費税	150
-------------	-----

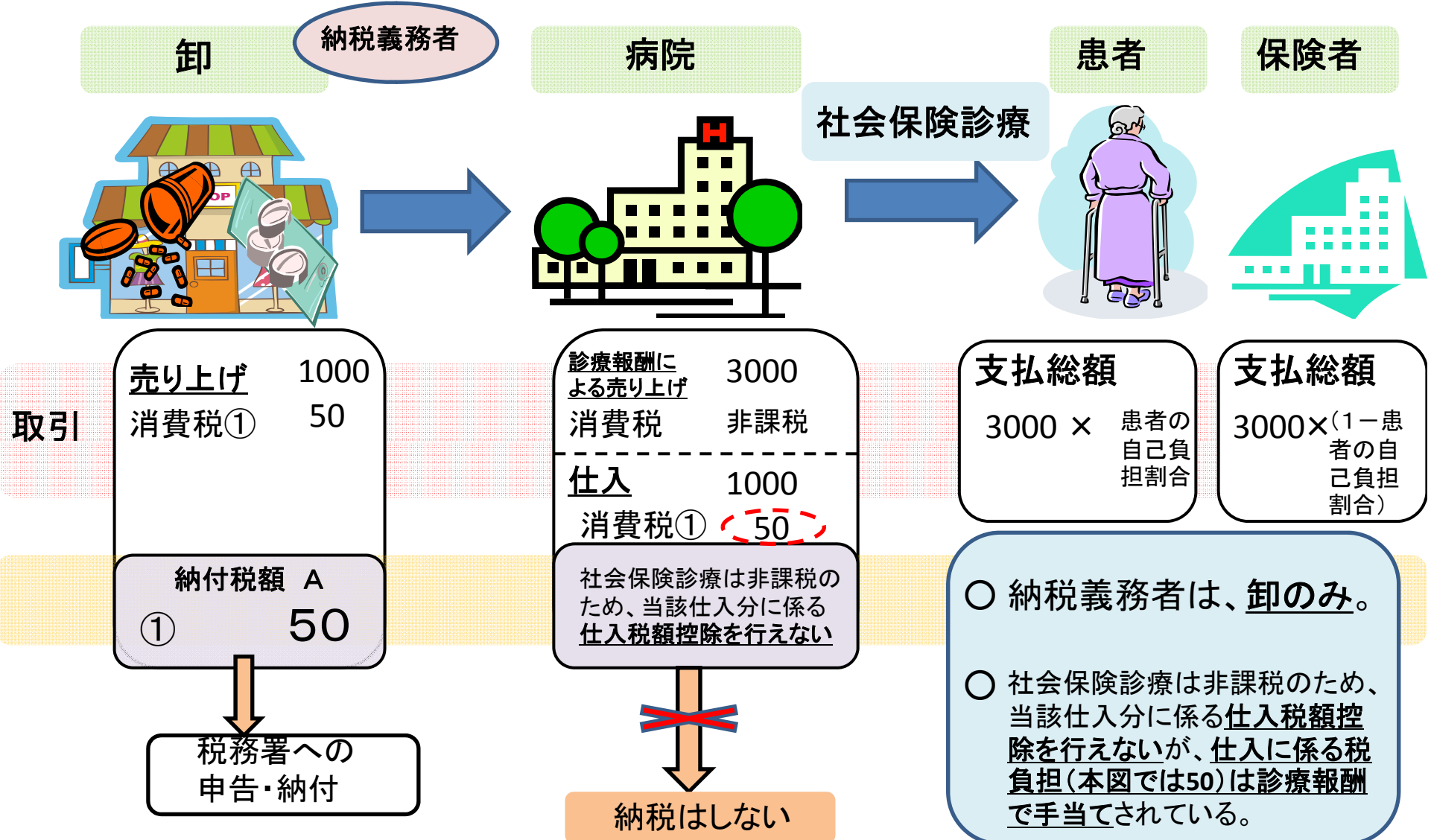
各事業者が個別に納付した消費税 A+Bの合計	150
---------------------------	-----

- 納税義務者は、製造業者や小売店
- 最終的な負担者は、消費者

# 社会保険診療における消費税の取扱い

## 社会保険診療報酬は消費税非課税の取扱い

税率5%の場合  
(診療報酬による売り上げ3000は仮定)



- 納税義務者は、卸のみ。
- 社会保険診療は非課税のため、当該仕入分に係る仕入税額控除を行えないが、仕入に係る税負担(本図では50)は診療報酬で手当てされている。

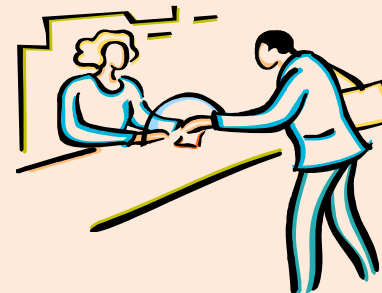
# 課税対象と納税義務者

## 課税対象

### ○ 以下の要件を全て満たす取引

※この他、輸入取引も対象となる。

- ① 国内において行うもの（国内取引）であること
- ② 事業者が事業として行うものであること
- ③ 対価を得て行うものであること
- ④ 資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供であること



## 納税義務者

- 課税資産の譲渡等(注)を行う事業者は消費税を納める義務がある。  
(医療においては、個人又は法人が納税義務者となる)

(注) 課税資産の譲渡等とは、資産の譲渡等のうち、非課税とされる資産の譲渡等以外のものをいう。

※ 前々年度又は前年事業年度の課税売上高が1000万円以下の事業者は、免税事業者となる。

# 課税標準とは

- 課税標準とは、税額計算の基礎となる金額のこと。
- この合計額(課税標準額という。)に税率を掛けて課税売り上げに係る消費税額を算出する。

## 定義

- 国内取引において、課税標準は、「課税資産の譲渡等の対価の額」(注)である。

(注)「課税資産の譲渡等の対価の額」とは、対価として收受する又はすべき金銭及び金銭以外の物、若しくは権利その他経済的な利益の額をいう。

- 課税標準には、対価として得たものすべてが含まれる。



# 仕入税額控除とは

○事業者は、課税売り上げにかかる消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額(仕入控除税額)を控除した金額を納付する。

## 計算式(一般課税)



消費税の  
納付税額



課税売り上  
げに係る消  
費税額



課税仕入れ等に係る  
消費税額(実額)

## 計算式(簡易課税)


(課税売り上げ高が5,000万円以下の場合、この方式選択可)

消費税の  
納付税額



課税売り上  
げに係る消  
費税額



課税仕入れ等に係る消費税額  みなし  
仕入率  
(注)

(注) 医療は第五種事業に該当するため、50%



# 非課税となる取引とは

○ 消費税の性格から、課税対象になじまないものや社会政策的な配慮から課税することが適当ではない取引。以下の13項目の取引については「非課税取引」とされている。

## 【課税対象になじまないもの】

- ① 土地の譲渡及び貸付け
- ② 有価証券、有価証券に類するもの及び支払手段の譲渡
- ③ 利子に対価とする貸付金その他の特定の資産の貸付け等
- ④ 郵便切手類、印紙及び証紙の譲渡、物品切手等の譲渡
- ⑤ 国、地方公共団体等が、法令に基づき徴収する手数料等に係る役務の提供等



## 【社会政策的な配慮から課税することが適当ではないもの】

- ⑥ 公的な医療保障制度に係る療養、医療、施設療養又はこれらに類する資産の譲渡等
- ⑦ 介護保険法の規定に基づく、居宅・施設・地域密着型介護サービス費の支給に係る居宅・施設・地域密着型サービス等
- ⑧ 医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による、助産に係る資産の譲渡等
- ⑨ 墓地、埋葬等に関する法律に規定する埋葬・火葬に係る埋葬料・火葬料を対価とする役務の提供
- ⑩ 身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品の譲渡、貸付け等
- ⑪ 学校、専修学校、各種学校等の授業料、入学金、施設設備費等
- ⑫ 教科用図書譲渡
- ⑬ 住宅の貸付け

## 診療報酬改定における消費税への対応

### ○平成元年4月診療報酬改定(消費税導入時)における消費税分の上乗せ

診療報酬改定	医療費ベース	+0.11%
薬価改定	医療費ベース	+0.65%
<hr/>		
合 計	医療費ベース	<u>+0.76%</u>

(※)満年度ベースでは、0.84%

### ○平成9年4月診療報酬改定(消費税引上げ時)における消費税分の上乗せ

診療報酬改定	医療費ベース	+0.32%
薬価改定	医療費ベース	+0.45%

(特定保険医療材料分0.05%を含む)

<hr/>		
合 計	医療費ベース	<u>+0.77%</u>

※ただし、同年度消費税引き上げ分とは別で以下の改定を実施

診療報酬改定	医療費ベース	+0.93%
	…診療報酬の合理化を図るための改定	
薬価改定	医療費ベース	-1.32%

よって消費税引上げ分とそれ以外の改定分の合計で、平成9年は+0.38%の改定となっている。

## 平成元年及び平成9年の計算方法

### ○平成元年4月診療報酬改定時(消費税導入時)の計算方法

① 薬価基準分  $3.0\% \times 0.9$  (注)  $\times 0.9$  (在庫一ヶ月分調整率) = 2.4% (医療費ベース0.65%)

※満年度ベース 2.7% (医療費ベース0.72%)

② 診療報酬本体分

$$\left[ 100 - 51.6\% (\text{人件費}) - 20.4\% (\text{薬剤費}) - 3.7\% (\text{価格低下品目}) - 10.3\% (\text{非課税品目}) \right. \\ \left. - 4.0\% (\text{主要でない項目}) \right] \times 1.2/100 (\text{消費者物価への影響}) \times 10/11 (\text{在庫1ヶ月分調整率}) \\ = 0.11\% (\text{満年度ベース} 0.12\%)$$

(注)消費税導入時の薬価算定方式は、薬の流通価格の加重平均値よりも、最低でも10%程度上乗せされた価格が薬価として設定されていたため、過剰転嫁とならないよう、「0.9」を乗じている。

全体改定率 ①+②=0.76% (満年度ベース0.84%)

### ○平成9年4月診療報酬改定時(消費税引上げ時)の計算方法

① 薬価基準分  $20.9\%$  (薬剤費の割合)  $\times (105/103 - 1) = 0.40\%$

② 特定保険医療材料  $2.4\%$  (特定保険医療材料の割合)  $\times (105/103 - 1) = 0.05\%$

③ 診療報酬本体分

$$\left[ 100 - 46.8\% (\text{人件費}) - 20.9\% (\text{薬剤費}) - 2.4\% (\text{特定保険医療材料}) \right. \\ \left. - 8.4\% (\text{非課税品目}) \right] \times 1.5/100 (\text{消費者物価への影響}) = 0.32\%$$

全体改定率 ①+②+③=0.77%